

安全だより

令和2年度
第1号

令和2年度に入り、県内各シルバーでは除草作業における飛石事故が
昨年同期の2倍を超え、県連合会が注意喚起をしています。

また、当センターでは、傷害事故が昨年度を上回る勢いで発生しています。

当センターでの事故

傷害事故・・・4件（保険対応件数8月末現在）

- 転倒による骨折
- 転倒による打撲
- チェンソーによる裂傷
- 集草中の熱中症



※他、蜂刺され多発!!

※ 宅地の除草では隣家や車の位置を確認し、必ず防護フェンスや安全シートを張って作業を行う（安全就業規則に反して起こった事故等は保険対象外）

※ 足元につまずくものがないか等、事前に作業環境の確認をする

今一度、慣れた仕事こそ危険が潜んでいるということを再認識（危険予知）！



「あの時の ヒヤリ・ハットを忘れずに 安全確認しっかりと」



新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、マスク着用は生活様式に入っていますが、夏場のマスク着用は熱中症のリスクを高めてしまいます。暑い日の野外では、人との距離を2m以上取り、マスクを外して作業をして下さい。

また、こまめに休憩・水分塩分補給をすることも心掛けてください。



7/22～9月下旬にかけて、安全衛生委員と職員で安全就業パトロールをしていますので、ご協力ください。

◎シルバー保険について (請負就業における保険)

- 就業中等にケガなど事故があったときは、すみやかにセンターへ連絡してください。
- 会員は各自の健康保険証により治療をうけてください。(労災適用無し)
- 安全就業規則に反して起こった事故等は保険の対象外となることもあります。

○シルバー人材センター団体傷害保険

- センターが会員に対して提供した仕事に従事中
- センターが主催する行事(総会・研修会等)に出席中
- 上記の場所と会員の住居との往復中(通常の経路に限る)



| 保険金の種類 | 保険金額 | 保険給付対象 |
|---------|---------------------|--|
| 死亡保険金 | 1,000万円 | 事故日より180日以内で、その怪我が原因で死亡した場合 |
| 後遺障害保険金 | 1,000万円の 4%~100% | 事故日より180日以内で、その怪我が原因で後遺症が生じた場合 |
| 入院保険金 | 1日4,000円 | 事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき入院した場合 |
| 手術保険金 | 4,000円×10倍率 | 入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けた場合(1回限り) |
| 通院保険金 | 1日2,000円 | 事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき医療機関に通院した場合(90日程度) |

○シルバー人材センター賠償責任保険

- 作業を遂行する事によって生じた偶発的な事故により、第三者に身体傷害や財産損害を与え、センターが法律上損害賠償責任を負う場合に対象となります。

- 他人の身体への賠償、財物の賠償については、保険金額は1事故5億円
会員の自己負担額(免責額)(*)は1,000円)
- 受託物の賠償については、保険金額は、1事故につき支払限度額5,000万円
会員の自己負担額(免責額)(*)は5,000円(襖の張替業務でSCに預かって帰った襖等)

(免責額)(*)は、できる限り事故を防止する観点から設定

注：原則的に免責相当額は、事故を起こした会員の負担となります。

注：会員の故意や重大な過失によるもの、または自動車等の事故については、シルバー保険の対象となりません。

注：センターを通さずに、会員の独断で仕事をしていた場合の事故については、シルバー保険の対象となりません。

- 労働者派遣(シルバー連合会との雇用関係あり)就業においては、労災保険の適用になります。